

令和 3 年 6 月 28 日

水際対策強化に係る新たな措置（15）に基づく  
水際対策上特に懸念すべき変異株の指定について

厚生労働省  
健康局  
結核感染症課  
健康課  
医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室  
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）（以下「措置（15）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に懸念すべき変異株は以下のとおりです。

措置（15）に基づく、水際対策上特に懸念すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B.1.351 系統の変異株（ベータ株） P.1 系統の変異株（ガンマ株） B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）	令和3年6月28日	

（以上）